

## 国土審議会第3回豪雪地帯対策分科会 議事録

平成24年1月25日(水)

【山本地方振興課長】 お待たせいたしました。まだおそろいではございませんが、定刻となりましたので始めさせていただきたいと存じます。

国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員総数17名のうち、定足数である半数以上の委員・特別委員のご出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第3回豪雪地帯対策分科会を開催させていただきます。

私は、当分科会の事務局を担当しております、国土交通省国土政策局地方振興課長の山本でございます。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と、国土審議会に関する手続につきまして、申し述べさせていただきます。

国土審議会運営規則第5条第1項の規定により、会議は原則として公開することとされておりまして、同運営規則第7条第5項の規定により、分科会にも準用することとされておりまして、本日の分科会でも会議・議事録ともに原則公開することといたしておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いをいたします。

議事に先立ちまして、今回の分科会は平成18年9月以来の開催となりますこと、また委員及び特別委員の交代などがありましたことから、改めまして構成委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、衆議院からご指名いただいた委員として、梶原康弘特別委員でございます。

【梶原委員】 梶原でございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 若泉征三特別委員でございます。

【若泉委員】 若泉でございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 参議院からご指名いただいた委員として、岸宏一特別委員でございます。

【岸委員】 よろしく申し上げます。

【山本地方振興課長】 舟山康江特別委員でございます。

【舟山委員】 よろしく申し上げます。

【山本地方振興課長】 地方公共団体からの委員として、泉田裕彦特別委員でございます。

【泉田委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 五十嵐忠悦特別委員でございます。

【五十嵐（忠）委員】 よろしくお願ひします。

【山本地方振興課長】 高橋幹夫特別委員でございます。

【高橋委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 学識経験者の委員として、西村幸夫委員でございます。

【西村委員】 よろしくお願ひいたします。

【山本地方振興課長】 五十嵐由利子特別委員でございます。

【五十嵐（由）委員】 よろしくお願ひいたします。

【山本地方振興課長】 北村真夕美特別委員でございます。

【北村委員】 青森県から参りました北村でございます。よろしくお願ひいたします。

【山本地方振興課長】 對馬勝年特別委員でございます。

【對馬委員】 よろしくお願ひいたします。

【山本地方振興課長】 沼野夏生特別委員でございます。

【沼野委員】 よろしくお願ひいたします。

【山本地方振興課長】 なお、菊田真紀子特別委員、横山北斗特別委員、長島忠美特別委員、木村一裕特別委員は、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。また、風間直樹特別委員は、遅れていらっしゃるものと思われまゝ。

以上、当分科会の委員及び特別委員の皆様をご紹介いたしました。皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国土交通省からの出席者を紹介いたします。吉田国土交通副大臣でございます。

【吉田国土交通副大臣】 どうぞよろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 小島国土政策局長でございます。

【小島国土政策局長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 小林大臣官房審議官でございます。

【小林審議官】 よろしくお願ひします。

【山本地方振興課長】 渡辺国土政策局総務課長でございます。

【渡辺総務課長】 よろしくお願ひいたします。

【山本地方振興課長】 そのほか、本分科会の幹事でございます関係省庁からもご出席をいただいております。

引き続きまして、吉田副大臣よりごあいさつを申し上げます。吉田副大臣、お願いいたします。

【吉田国土交通副大臣】 ご紹介いただきました、今般副大臣に就任いたしました吉田でございます。本日は国会議員の皆様、そして知事、市長、各界の有識者の皆様にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、日ごろのご指導につきまして感謝を申し上げる次第でございます。

私自身、選挙区は大阪ではございますけれども、私の母親は豪雪地帯の京都の丹後半島、家内の両親は、またこれも豪雪地帯の福井でございます。私たち夫婦は、子供時分から雪の話が大変多うございました。また、私自身、この副大臣の前、経産委員長、その前が災害対策特別委員長でございます。とりわけ昨年の豪雪につきましては、早く委員派遣で視察を行いたいと思っておりましたが、雪は解けてしまいますので、それには間に合いませんでした。ただ、あのとき131名の方がお亡くなりになられたということ、また本年でももう36名の方が豪雪のことでお亡くなりになられたということは、大変胸が痛んでおります。

私が言うまでもなく、議員立法によりまして昭和37年に豪雪地帯対策特別措置法が制定されており、とりわけ知事さん、市長さんにおかれましては、さまざまな行政事務、行政サービスの中で十二分に生かされつつあると思っておりますけれども、高齢化、過疎化というものが進み、とりわけ高齢者の方が1人残られて屋根に上られて、残念なことに滑ってとか、そういうようなことでお亡くなりになられるということもよく聞いております。そういう部分を含めて、これからの豪雪対応というものを、高齢化、過疎化の中で、その担い手や雪処理を行う体制づくりを続けていかなければならないと存じております。国土交通省におきましても、交通の安全、確保と同時に、この部分につきましてもしっかりと推進の支援をしてまいりたいと思っております。

本日は皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、積極的なご審議をお願い申し上げまして、また引き続き国土交通省に対しましてご指導のほどをお願いを申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。本日は遠いところからおいでいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【山本地方振興課長】 ありがとうございます。議事に入ります前に、お手元の資料

の確認をさせていただきたいと思います。議事次第、座席表のほか、資料が1から3まで、参考資料が1と2、さらに美唄市さんからのパンフレットの資料を配付してございます。

それでは次に、会議次第に沿いまして、分科会長の選任に入りたいと思います。分科会長は国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから、委員及び特別委員が選挙することになっておりますが、当分科会所属の国土審議会委員は、西村委員お1人でございます。したがいまして、分科会長は西村委員にお願いすることとなりますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山本地方振興課長】 西村委員、よろしいでしょうか。

【西村委員】 はい。

【山本地方振興課長】 皆様ご異議ないようでございますので、西村委員に分科会長をお引き受けいただくこととしたいと存じます。

それでは西村委員、分科会長の席へお願いをいたします。

これ以降の議事進行につきましては、西村分科会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

【西村委員】 ただいま分科会長に選任されました西村です。よろしくお願いいたします。重責ですけれども、皆様のご協力を得て進行を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、第2回の分科会で分科会会長代理を受けておりました酒井委員が、その後、委員を辞職されましたので、国土審議会令第2条第6項の規定に基づき、分科会長代理を指名させていただきたいと思います。

まことに恐縮ではございますけれども、第1回から委員に当たられておられます對馬委員に、分科会長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【對馬委員】 はい。

(「異議なし」の声あり)

【西村委員】 どうもありがとうございます。それでは對馬委員に分科会長代理をお願いすることとしたいと思います。

それでは次の議事に移ります。「豪雪地帯の現状と対策について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【山本地方振興課長】 それでは、資料 2 と 3 を一括してご説明させていただきます。

まず、資料 2 の前半で豪雪地帯の現状を整理しております。4 ページでございます。豪雪地帯の指定の状況でございます。豪雪地帯対策特別措置法で指定されている地域でございます。豪雪地帯は 5 3 3 の市町村、面積で全国の約半分、人口で約 1 5 % を占めております。また、そのうち特に積雪が甚だしい特別豪雪地帯につきましては 2 0 1 市町村で、面積で約 2 割を占めております。

5 ページは、人口と高齢化率の推移でございます。グラフのように、豪雪地帯では人口の減少・高齢化が全国よりも進んでおりまして、その傾向は特別豪雪地帯においてより顕著でございます。

6 ページでございます。棒グラフは各年の雪害の死者数でございます。平均すると年間約 4 0 名ぐらいの方がお亡くなりになっております。平成になってからでは、「平成 1 8 年豪雪」と命名されました平成 1 7 年度には 1 5 2 名という死者が発生しており、昨年度も 1 3 1 名と、それに迫る多数の死者が発生したところでございます。また、右下には近年の主な大雪の年の被害の状況を表にしております。

7 ページは、平成に入りましてからの各年の降積雪量でございます。棒グラフを見ますと、雪の少ない年も出現しておりますが、平成 1 7 年度や昨年のような大雪になる年もあり、雪に関しては決して油断ができないということであると認識をいたしております。

次は道路交通の状況でございます。まず、交通障害についてですが、8 ページのように冬期常時交通止めとなる延長は近年やや増加しております。これは、中山間地域の人口減少などで、従来除雪をして供用していた路線が冬期通行止めになったというようなことが要因ではないかと思われれます。

また、積雪の影響によります臨時的な交通止めも、右のグラフのように、各年度、相当な回数発生をいたしております。また、9 ページのように、豪雪地帯の集落のうち約 1 5 % ぐらいは、中心市街地までの移動経路上に雪崩の危険箇所が存在しているという状況でございます。

1 0 ページでございます。その一方で、豪雪地帯におきましては、ロードヒーティングあるいは流雪溝といった、消融雪施設の整備が着実に進みつつございまして、冬期の安全な道路空間の確保が図られてきているところでございます。

次に 1 1 ページでございますが、右が市町村の財政力指数でございます。豪雪地帯で 0 . 3 8 、特別豪雪地帯では 0 . 3 1 と、全国平均に比べましてもかなり低くなっております。

有効求人倍率を見ましても全国平均を下回る状況でございます。

次に、教育に関してでございますが、12ページは、積雪による小・中学校の休校数の推移でございます。毎年、相当な数の、積雪による休校が発生をいたしております。また、13ページでございますように、豪雪地帯の市町村の中で、最寄りの小・中学校まで自動車で30分以上かかるという集落がある市町村は、小学校で15%、中学校で20%となっております。

次に、医療に関してでございますが、14ページは、人口千人当たりの病院数・医師数でございます。豪雪地帯ではいずれも全国平均を下回る水準でございます。また、特別豪雪地帯におきましては、よりその傾向が顕著になってございます。15ページの無医地区人口の割合も同様の傾向でございます。

ここからは、豪雪地帯の課題と対策について整理をいたしております。17ページをごらんください。平成22年度の大雪の被害について、昨冬は12月下旬から1月にかけて強い寒気が流れ込んで大雪となりまして、多くの人的被害や住家被害が発生をしたところでございます。17ページの下の方が、雪害による死者を死亡の状況別、また年齢別に分けたものでございまして、死亡の状況といたしましては、屋根の雪おろしなどの除雪作業中の死者が全体の4分の3を占めております。また、死者の3分の2が65歳以上の高齢者となっているところでございます。

18ページでございますが、これは昨冬、山陰地方や北陸地方で発生した交通障害などの新聞記事でございます。昨冬は、左下のグラフでございますように、米子市で過去最大を大幅に上回る積雪になるなど、場所によって記録的な大雪になったということも特徴でございました。

19ページは、豪雪地帯において集落の雪処理の問題は何であるかを、市町村の豪雪対策担当の方にお聞きした結果でございます。半数以上の集落について住宅の除雪が挙げられております。次いで、除雪事故の防止でございますとか共有施設の除雪が挙げられているところでございます。

20ページでございます。建設業許可業者数の推移でございます。地域の建設業者は地域除雪の有力な担い手でございますが、業者の数は平成11年をピークといたしまして、その後、減少を続けているという状況でございます。

このように、高齢化・過疎化の進む豪雪地帯では、住宅や生活道路などについて、みずから除雪作業を行うということが困難な世帯が多くなっているという状況でございます。

また、除雪作業を担うことのできる建設業者も減少が続いているということから、自治会等の地域コミュニティにおいて住民が助け合って雪処理を行うという、共助による地域除雪を行っていくことの必要性が高まっているものと考えられます。21ページは共助の地域除雪の概要をお示しいたしております。

22ページでございます。共助による地域除雪の実施状況について調べた結果でございます。豪雪地帯の市町村の中で、共助による地域除雪を実施している地区があるという市町村は約5割。特別豪雪地帯の市町村では約6割となっております。また、共助による地域除雪を実施している団体で、どういった除雪作業の内容であるかということをお調べすると、除雪路線から玄関前までの除雪、生活道路・歩道といったところの除雪という作業が多いわけですが、屋根の雪おろしを行っているという団体も2割弱あったところでございます。

23ページでございますが、共助による地域除雪につきましては、平成18年豪雪の被害を踏まえまして、国の豪雪地帯対策基本計画の中に「雪処理の担い手確保」という項も追加したところでございます。国土交通省におきましては、平成20年に「共助による地域除雪の手引」を作成いたしまして、豪雪地帯の地方公共団体に配付させていただきました、その推進を図っているところでございます。

24ページ、25ページは、共助による地域除雪の事例をご紹介します。24ページの左は、山形県村山市で、地域住民と市、道路管理者である県が官民共同で地域の一斉除雪を行った、地域コミュニティによる共助の事例でございます。右側は同じく山形県尾花沢市の事例でございます。

25ページでございますが、左は、除雪ボランティアの育成とその受け入れの仕組みづくりを目的とした、越後雪かき道場の取り組み事例でございます。ここでは地域外の担い手との共助に向けた取り組み事例でございます。ここでは地域外の担い手が地元のベテランから雪かきを学ぶというようなプログラムが実施されております。平成18年豪雪を契機として、新潟県の中越地域で始められたということですが、他の地域においても実施するというような活動を広げておられると伺っております。また右側は、新潟県における「スコープ」という除雪ボランティアの登録制度の事例でございます。雪処理の担い手が不足する地域の市町村から県へボランティアの派遣要請があったときに、県から除雪活動への参加を依頼されているということで、これも平成18年豪雪の後、登録者の数が大きく増加していると伺っているところでございます。

26ページは克雪住宅についてでございます。克雪住宅は、雪おろしを必要としない住宅でございます。落雪式、融雪式、耐雪式といったタイプがございます。また、居住部を2階に配置するといった高床式もあり、落雪式とよく組み合わせて整備されているところでございます。整備の状況は、ここ10年間で豪雪地帯全体で、高床式住宅が約1万3,000戸整備されたというような状況になってございます。

27ページは、克雪住宅の事例でございます。山形県舟形町の事例でございます。融雪式の住宅でございますが、融雪の熱エネルギーとして大地熱エネルギーを使って屋根雪を解かすというシステムになっているようでございます。

ここまで、地域の雪処理が大きな課題となっているという視点でご説明させていただきましたが、ここからは、雪を資源として活用する取り組みや、住民の安全・快適な生活のための情報提供システムなどについてでございます。

28ページは、雪の持つ冷熱エネルギーの活用についてでございます。雪冷熱利用施設の整備は、グラフのように、毎年数カ所程度でございますけれども、年々整備がされてきているところでございます。幾つか写真を載せておりますが、農産物の冷蔵あるいは建物の冷房に雪の冷熱を使う施設でございます。

29ページは、雪をテーマにした交流活動の状況でございます。平成22年度では、豪雪地帯全体で約1,000件の交流活動が行われておりまして、目的を見ますと、冬季スポーツの振興が最も多く、次いで観光振興というような目的になってございます。

最後、30ページは、雪情報の提供の取り組みでございます。気象情報、道路交通情報、除雪作業情報、雪害の事故防止の注意喚起情報など、雪に関する多様な情報の発信が行われているところでございます。

続きまして資料3でございます。豪雪地帯対策特別措置法の概要でございます。1ページをごらんください。豪雪地帯対策特別措置法は、豪雪対策に関するさまざまな政府の施策のもととなっている法律でございます。昭和37年に議員立法により制定されまして、まず豪雪地帯及び特別豪雪地帯を指定いたします。そして、豪雪地帯を対象として、主務大臣が豪雪地帯対策基本計画を策定いたします。この基本計画に基づきまして、各種の豪雪地帯対策を行うこととなっております。また、特別豪雪地帯に対しては特例措置が設けられておりまして、第14条、第15条の2つございます。第14条は基幹的な市町村道の改築の道府県による代行制度、第15条は公立の小・中学校の分校校舎等の補助率のかさ上げでございます。この特例措置は10年間の時限措置でございます。平成23年度



末に期限が到来するということになっております。

2 ページは、豪雪地帯対策特別措置法のこれまでの改正の経緯でございまして、昭和 37 年に制定されて後、昭和 45 年、46 年に特別豪雪地帯に対する法改正が行われまして、その後 10 年ごとに、特例措置の延長や規定の追加・拡充という形で改正が行われてきております。

3 ページ、4 ページは、法律の主な内容、5 ページは豪雪地帯の地域の指定図、6 ページは法律の仕組みでございまして、ご説明は省略させていただきます。

7 ページでございしますが、先ほど申し上げました豪雪地帯対策基本計画に基づいてどのような対策を行っているかということを整理しております。対策の大きな柱として 5 つ挙げておりまして、交通・通信の確保、農林業等地域産業の振興、生活環境施設等の整備、国土保全施設の整備及び環境保全、雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備強化、このようなことを柱といたしまして、各省庁連携いたしまして、それぞれ施策を推進しているところでございます。

次に、この法律の中の特例措置につきましてご説明をさせていただきます。8 ページは、第 14 条の市町村道の代行制度でございまして、特別豪雪地帯の市町村は、財政状況が大変厳しい中、幹線的な市町村道の整備が急がれるという状況のもとで、その整備を道府県が代行して実施できるという規定でございまして、代行事業の実績でございまして、これまでトータルで 373 路線、約 450 キロメートルの整備を完了しているところでございます。特別豪雪地帯におきましては、幹線的な市町村道の、まだまだ未改良の路線あるいは区間が存在しているところでございまして、代行制度への市町村の期待は依然大きいものがあるという状況でございまして。

9 ページでございまして、第 15 条の特別豪雪地帯における公立学校の施設整備の補助率の引き上げについてでございまして、特例措置による整備の実績は、平成 14 年度から平成 22 年度までの間に床面積約 9,600 平方メートルの整備となっております。特別豪雪地帯におきましては、通勤困難の緩和のための教職員住宅の整備が必要でございまして、また分校の校舎等の老朽化も進行しているところでございまして、適切な整備の実施が必要となってくるものと考えているところでございまして、駆け足になりましたが、資料 2、3 のご説明は以上でございまして。

【西村委員】 ありがとうございます。質疑に移ります前に、この間、風間直樹特別委員が来られましたのでご紹介したいと思います。

【風間委員】 よろしくお願ひいたします。

【西村委員】 それでは、ただいま事務局のご説明のあった内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひしたいと思います。

【若泉委員】 よろしいですか。衆議院議員の若泉でございます。先ほど副大臣も奥様が福井出身とおっしゃっていましたが、私も福井でございますけれども、皆さん共通してお考えになっていることは、1人暮らし所帯への人的支援についての国の財政支援というものであると思います。

またいろいろと課題はあるかと思いますが、先ほどの説明にありました資料2の18ページにも出ておりますように、北陸が昨年、大変な豪雪に見舞われまして、この新聞に出ているより大変な状況でございました。北陸自動車道及び国道8号線において、敦賀・今庄間がスリップなどによりまして、北陸自動車道が29時間、国道8号線が19時間、長時間にわたって通行止めとなりまして、約1,100台の車が立ち往生しました。JR北陸線も33時間、特急117本、普通118本、乗客約1,700人が車中で泊まったというような状況でございますが、こういったことに対しまして、やはり私が思いますのは、高規格幹線道路の道路ネットワークの多重化というものが極めて重要であると感じており、いろいろな計画もあるかとは思いますが、特にそういうことをお考えいただきたいと思っております。

もう一つは、ご存じのように福井県は日本の原子力発電所の4分の1、14基抱えております。ちょうど豪雪で見舞われました場所が原子力発電所のあるところでございます、国の危機管理としまして、原子力防災対策の観点からも、いわゆる道路整備やそういったもので防災機能を強化してほしいと、これはぜひとも考えていただきたいと思っております。

もう一つだけ申し上げますが、資料2の20ページのところで、委託業務をいろいろと依頼している建設業者が減少して、だんだんその機動力が少なくなったという問題点が出ております。さきほど、新潟県の知事さんとお話ししましたら、知事さんはまた独自の何かいろいろなアイデアをお持ちでございます。私が思いますのは、この建設業者が少なくなったというのは、単に公共事業が少なくなってきたということだけではないのではないのでしょうか。いわゆる総合評価制度というもの、この法律をつくったとき私は反対したのですが、これによって大手企業が電子入札によってほとんど受注を占めてきている、つまり、大手企業が受注するウエイトが高いということも一つあると思います。私の福井県に

おきましては、分割発注やいろいろなことを考えて、40%前後は県内の企業が受注しているというような状況であります。あれだけのいろいろな機動力を自治体を持つということになると大変でございますから、やはりこういった入札の制度とかそういうものも、いろいろご考慮いただきまして、地元の小さな業者が育っていくような、育成されるような状況も必要かと思えます。

私も町長をやっておりましたときに、業務の80%を業者委託しておりましたが、非常に助かりましたのと、やはりその機動力と技術というのは、役所の職員がやるよりはずっと評価できる内容でございますので、そういったことを考えていただきたいと思っております。もっとあるのですが、以上2点だけ申し上げて、お考えいただきたいと思っております。

【西村委員】 ありがとうございます。幾つかご意見をいただいて、まとめてお答えいただくことにしましょうか。それでは泉田委員、お願いいたします。

【泉田委員】 新潟県知事の泉田でございます。今ほど若泉先生からもお話がありましたので、補足も含めてご意見申し上げたいと思えます。

まず、特別豪雪地帯の安全・安心な生活と円滑な経済活動のためには、ぜひ豪雪法特例措置の期限延長をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。加えて、中山間地域の豪雪地帯においては高齢化が進んでおります。一方で、そういった地域が食糧供給にも重要な役割を果たしており、食糧安全保障上も、どこに住んでいても安全な生活ができる環境、そしてまた、都市部と中山間地の部分が別々に存在しているわけではなくて、山をどう守っていくのかということも大変重要な観点でございまして、それぞれそこで職を得て生活できる環境を、ぜひとも維持していただける法体系をつくっていただきたいと思えます。

特に、除雪をするときに、ボランティアさん、それから雪かき道場等実施をしていますけれども、こういう無償の善意に頼るだけというのは、やはり少し限界があります。なぜ限界があるかといいますと、都市部からスキルを身につけて来ていただける日というのは、どうしても土日になってしまいます。そうすると、夏のゲリラ豪雨が昨今問題になっていますが、ゲリラ豪雪という、それに近い状況というものが発生しております。とても日曜日まで待てないという中で、やはり地域の力、行政の力も投入をした上で、災害時要援護者をしっかりと守っていく体制というものをつくっていかねばいけない現状があります。

7年ほど前ですが、本県でも商店街での雪おろしというもの、一斉除排雪ということを実施したのですが、その除排雪の当日、住宅が持ち切れなくてケアハウスが倒壊して、そこに住んでいた方が犠牲になられるというようなことも生じています。予算をしっかりと確保した上で、的確な除排雪を支援する体制を社会として持たなければいけない。そのためにも、地域の機動力を確保するということが大変重要でございますが、既に建設事業者等がサービスで雪おろしをするということができない状況です。入札制度でも最低制限価格等を設けており、新潟県は91%に設定していますが、そうしないとデフレスパイラル的に毎年労務単価がどんどん下がっていく中で、とてもじゃないけれども除雪まで手が回らない。一気に降雪が来たときには、そこに人員を割くこともできないようなぎりぎりの状態に、地域の事業者の経営がなってきています。そのため、これは何度も申し上げているのですけれども、単価についても一定程度自治体に裁量をいただいて、地域の事業者が営業活動、事業活動を続けられるような体制というのを考えていただくと大変ありがたいと思っています。

担い手の確保・育成についても、やはりそこで職を得ることができるということであれば新規に入ってくるのですが、事業者さん自身が高齢化をしているというようなところもあって、やはり中山間地域という大事な日本の国土を守っていくための体制整備というものにお力をお貸しいただければと思います。

冷熱エネルギーの活用については、先ほど原発の話もありましたけれども、自然エネルギーの活用という観点からも、この豪雪をマイナスのみととらずにプラスととらえていくというような観点も含めての政策展開を、ぜひお願い申し上げたいと思います。美唄市長からまたお話があると思いますが、ぜひよろしくお願ひいたします。

【西村委員】 それでは、もう1方お話を伺って。対馬委員、お願いします。

【対馬委員】 今まで指摘されてきたように、豪雪が負の遺産であることは間違いなく、これは将来とも続くと思うのですが、もう少し視点を変えて、豪雪、積雪に寒冷という見方を足すと、非常に活用できるエネルギー領域が広がってくるのではないのでしょうか。例えば、温室というのはよく活用されていますけれども、その逆の冷室の中では、東京でもマイナス10度ぐらいの温度をつくることができます。そういうものを活用すると、例えば原子力発電所の汚染水を凍結させると汚染水が減少する、また、例えばアンモニア水を凍らせて、その解け水を調べると、全くアンモニアが検出されず、非常に純粋な氷が得られる、というようなが技術も利用できるようになりますし、農産物を凍結させることもで

きると思います。

それから、この豪雪地帯は国土の半分という豊かな面積を占めています。そこにはまた高齢者が多数おりますので、この土地と高齢者、人的資源と土地を有効に活用する方法もあるのではないのでしょうか。例えば、9月初めに稲刈りが終わります。田んぼは、その後活用されていないわけですが、そこに大根を植えたり、いろいろな農産物を植えると、たくさんの収穫ができる。ただし、農家の方だけではそれはできないので、高齢者を応援として活用していくという、人的資源の活用という視点もあるのではないのでしょうか。このような、いつまでも働けてお金が循環するような、そういう社会システムに目を向けたいのではないかと思います。

**【西村委員】** ここまでで、答えられるところは答えてもらって、それからまたご発言したらと思っておりますので、何か、入札制度の改善など幾つか提案がありましたけれども、いかがでしょうか。

**【山本地方振興課長】** 若泉先生からお話のございました、入札制度の改善ということですが、除雪作業のような、いわゆる地域を維持していくために必要な業務が、ずっと継続的に建設業者さんがやってくれるようにというような観点で、契約制度のあり方といたしまして、例えば除雪作業と夏の期間の一般の道路の管理などを組み合わせて発注をする。あるいは複数年で、1年ではなく少し長いスパンで契約をする。そういったような契約のやり方を導入しましょうというようなことで、業者さんが受けやすくするような取り組みを行っているところでございます。

それから、道路ネットワークのお話につきましては、豪雪地帯対策基本計画の中に、道路の整備ということで、いろいろなレベルの道路ネットワークの整備ということが盛り込まれておりますので、先生のご指摘のあったような内容の取り組みを今後していくことになろうかと存じます。

**【小島国土政策局長】** 国土政策局長でございます。期限の延長につきましては、年度末を前に、現在、与党でご議論をいただいていると承知しておりますので、引き続きご注視していただければと思っております。

それから、先年の3.11の東日本大震災を踏まえ、国土審議会の中に防災国土づくり委員会というのを設けまして、そのご提言において防災機能を重視した交通網のあり方ということで、大きな視点から、国土交通省あるいは関係省庁を含めて取り組んでまいりますので、その観点からも道路整備に関してしっかりとやってまいりたいと思っております。

もう一点、担い手の問題でございますが、これからご審議いただく来年度予算の中で、新しい公共といいますか、NPO、ボランティアを含めた担い手を育成した上で地域づくりに貢献していただくようなスキームを考えておりますので、これもまた豪雪対策ということで活用できればと思います。また、同じく来年度の予算で、再生可能エネルギーの導入に関する実証実験的な経費も要求しており、雪冷熱エネルギーを含めた活用ができるのではないかと考えております。

【西村委員】 後でまた、まとめてもらえれば。それでは続けて、岸委員、お願いいたします。

【岸委員】 豪雪地帯に住んでいる人口は、我が国は世界で一番多いはずでございます。ですから、豪雪対策、この豪雪地帯対策特別措置法は非常に重要なものだということの認識は持たなきゃいけないし、延長はぜひやっていくべきだと基本的には思います。若泉先生も町長をなさったそうですが、私も長い間、町長をしており、雪国で暮らしているいろいろな感じていることがあるので、二、三、少し長くなると思いますがお話をしたいと思います。

まず1つは、世界でも最多の人が豪雪地帯に住んでいるこの国ですから、雪氷に関する研究はやはりおろそかにしてはいけないと思います。沼野先生などは雪氷の研究を一生懸命なさっている方でございますけれども、このごろ、文科省では縮小したいという話もあるようで、合理化だ、改革だといってやみくもに縮小することは控えるべきだと思いますので、もし文科省の方がいらっしゃったら、これらは重要であるという認識を発表したほうが良いと思っております。

それから、やはり雪国に暮らすということは非常に費用負担がかかるんです。私も今、自宅が山形県金山町というところにあるのですが、今でも1メートル雪が積もっており、舟山先生のところも1メートル10センチぐらいはあるかと思いますが、費用が非常にかかるんです。そういう意味で、具体的にどうこうということは言いませんが、税制上など、今後考えられることが何かあると思います。これは、知事や市町村長からのいろいろな訴えもあると思いますので、今後、こういったことの対応をやっていく必要があるのではないのでしょうか。

また、死者が非常に多いという話で、山形県では昨年度の大雪のときに、たしか20名ほどの方が亡くなったと思います。そこで、災害救助法によって、雨などが降って5軒の家がつぶれたりした場合に、亡くなった方がおられたら、弔慰金を出すという制度があるそうですが、これを今、雪おろしをして亡くなった場合に、そういった弔慰金の制度とい

うのは適用されるのかされないのか、聞いてみたいと思っております。

それから、雪を解かす場合、消流雪溝でありますとか、さまざまな方法でやるわけですが、問題になるのは、水の使い方、特にダムの水を使うとか、あるいは農業用水を使うという場合に、それが目的外だということで、苦勞した町村もあるのではないのでしょうか。山形県の場合、いろいろその点を改善されたという話を聞いておりますが、例えば農業用のダムに水があって、その水路を使って消流雪に水を使いたいといった場合、うまく使えるようになっているかどうかということについて、農水省の方もいらっしゃるようなので、お聞きしたいと思います。今はだいぶ改善されているのだろうと思いますが、これは実際、実務に携わっている市町村長から見ると非常に悩ましいところでもあったのではないのでしょうか。また、消流雪溝工事は国交省から補助がありますが、各市町村はこれを非常に喜んでおりますので、これをもっとどんどん増やして、雪国の暮らしも快適にするということをやすべきじゃないかなという気がいたしております。

【西村委員】 どうもありがとうございました。ご質問については、後でまとめて答えてください。関係省庁の方が来られておりますので、お答えの準備をよろしく願います。それでは舟山委員、その後、五十嵐委員の順でお願いします。

【舟山委員】 参議院議員の舟山でございます。今ご発言いただきました岸参議院議員と同じ山形県出身でありまして、北と南と立地が違うのですけれども、どちらも豪雪地帯ということで、雪の厳しさを十分知っている、その立場で発言をさせていただきたいと思っております。

先ほど泉田知事からもありましたけれども、豪雪地帯は、面積的にも国土の半分を占めるというのみならず、食糧の供給基地として、また景観保持、環境保全、さまざまな役割を果たしています。一方で、経済活動がそれほど活発かということ、やはり都会に比べればGDPに占める割合というのは非常に低いという中で、やはりこうやってしっかりとこういった場を設けて、また法律をつくるなどして、スポットを当てていかないと、どうしても施策から漏れてしまいがちだと思っております。そういった意味では、この分科会の役割も大事だと思いますし、今回、数年ぶりの開催と聞いておりますけれども、やはり私はもう少し頻繁にこういった会議を開いて、例えば予算の時期の前に、この分科会で今どういう問題に直面しているのか、どういう政策が必要なのかということ、この場で提言をするということもこれからやっていかなければいけないのではないかと考えております。

それから、これも知事からご指摘がありましたけれども、豪雪地帯対策特別措置法が、

特に特例の部分が3月で期限が切れるということで、私たち与党の中でも、議員連盟をつくりまして、私もその議員連盟の事務局長をやっておりますけれども、この延長に向けて、今、党内をまとめています。党内がまとまり次第、野党との協議を始めて、議員立法でしっかりと前に進めたいと思っています。

その際に、単純延長でいいのか、新しい条項を盛り込むのかと、今、議論しておりますけれども、やはり今の現状から見て人手が足りない。それから、原発事故を受けて改めて、自然エネルギーの重要性が認識されているという中で、やはり雪を厄介者としてだけではなくて、エネルギーとして利用するべきではないか。パンフレットも美唄市さんから配られておりますけれども、まだまだ利用できるのではないのでしょうか。邪魔だ邪魔だじゃなくて、それをプラスにとらえていく。これがエネルギーの問題の解決にも大きくつながると思いますし、雇用の創出にもつながるというところで、今起きている課題を法律に新たに盛り込むべく、今検討しているというところでありますので、ぜひ、その点に関しましても、この分科会で後押しをしていただければ大変ありがたいと思っております。

法律に盛り込むのは非常に大きな意義があると思っておりますけれども、それだけで目的が果たせるわけではなく、やはりこの法律はかなり理念的な部分が多いので、この理念に従って、ぜひ政府の皆様には、政策として、予算として、しっかりと形にして前に進めていくということをお願いしたいと思いますし、ぜひその部分をこの分科会でも提言できれば大変うれしいと思っております。例えば克雪住宅については条文にありますけれども、条文にあるだけではなくて、具体的にきちんと進めるような手だてをしていかなければいけないと思っておりますし、雪冷熱に関しても、何らかの予算措置と絡めて、ぜひ前に進めていく必要があるのではないかと考えています。

それから、先ほどの資料2の「豪雪地帯の現状と対策」の中で何点か指摘がありましたけれども、ぜひ具体的にご検討いただきたい点を2点ほど述べさせていただきたいと思っております。

1点は、常時通行止めの延長が随分伸びているということでありまして、確かに中山間地区の人口減少に伴ってなかなか除雪が追いつかない中で、通行止めをしているということでもありますけれども、山形県の事例を見ましても、国道が12月1日から通行止めになって、ある集落の人は遠回りをしなければメインの道路に出られないという、そのような状況も生じております。これは本当に、雪国の生活にも大きな支障を及ぼしてしまいますので、ぜひできるだけ、確かにコストはかかりますけれども、できるだけこういった国道



に関して国の責任で除雪をきちんとしていただくという手だてをお願いできればと思っております

それからもう一点、克雪住宅の中で高床式というものがございます。うちも相当な豪雪地帯ですので、たくさん高床式の住宅、もう住宅の半分はそうではないかと思うぐらいあるのですけれども、高床式の床の高さ、具体的な数字は忘れましてけれども、建築基準法上なのでしょうか、一定の高さ以上になると、そこが1階とみなされて3階建ての扱いになり、税金が高くなるとかということで、そこが制約になっているという声も聞きます。そのため、多少低くするために、土盛りをするとか、余計なコストがかかっているという事例も聞いております。ぜひ、克雪という意味で、少し柔軟な対応ができるような見直しも考えていただければ大変ありがたいと思っています。

それから、2点と言いながらもう一点あるのですが、先ほど水利権の話がありましたけれども、農業用水の流用もそうですし、国土交通省さんの水利権の柔軟な見直しというのでしょうか、これは夏の間しか水利権が認められていないから水が使えないという事例も随分聞いておりますので、こういった消雪に使える水の水利権をもっと柔軟にしていこうということも、ぜひあわせてご検討いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【西村委員】** ありがとうございます。それでは、五十嵐忠悦委員、どうぞ。

**【五十嵐（忠）委員】** 秋田県の横手の市長であります。私ども、昨年のは本当は雪がなくて、今年はいいななんて言っていたら、1月5日から1カ月間、間断なく降りまして、最大積雪深が2メートルになりました。6人の方が亡くなって、けがをされた方が68名おられました。とても大変だったのですけれども、その後3月11日がありまして、あの3月11日が1月の末だったらどうなっていたらと、ぞっとする話であります。おそらく1月の末にあの地震が起きていれば、相当多くの家屋が倒壊し、死者ももちろん出ていただろうと思います。地震大国でありますので、この後もあり得る話であり、そういう意味では、これですぐ対策というのはもちろんないのでありますけれども、そういうことがあるやもしれないということ、まず申し上げておきたいなと思います。

私どもは、昨年の豪雪で2つ大きな課題を抱えました。1つは、果樹災害、リンゴの産地でありますので、28億ほどの被害がございまして、リンゴの昨年の生産額は、6割から7割減収でありました。おそらく10年近くはこれが続き、産地として壊滅的な状況に至っているということで、今、一生懸命、県と一緒にしながら、農水省の応援も得なが

らやっていますが、相当かかるだろうと思います。

もう一点は、道路除雪については、本当に国交省さんが頑張ってくれて、県も頑張って我々も頑張りましたけれども、幸いなことに確保ができましたが、我々道路管理者が道路を除雪する際に、各家々の前に山のように雪を置いていかざるを得ません。これはだれのものかという話になった時に、もちろん各家庭のものではないのですけれども、昔は、各家々に担い手がありましたので、お互いさまだということで排雪、除雪してくれましたが、今は様変わりいたしまして、道路の片隅に高く積んだ、市が積んだわけですけれども、この雪を捨てろ、片づけろという電話が毎日のように入る状況です。この排雪予算、ダンプカーと重機をセットして、大変かかるようになりまして、これも昔と様変わりした部分であります。お金があれば片づく話といえば、それまででありますけれども、地域がそれに耐えられなくなっているということが1つあります。

それともう一つ、屋根の雪おろしでありますけれども、これはもう、先ほど話のありました6人の方はほとんど屋根から落ちて亡くなっており、高齢化でもう若い人はいませんので、お年寄りが昔とったきねづかまで上がって行って落ちて亡くなるという状況です。見守る人も、一緒に上がる人もいないので、落ちたときは助かっているんですけども、雪の中に埋もれて窒息死してしまう、そういう状況があります。

これをどうするかといったときに、どこも田舎はそうですが、地域の人口が減っている、あるいは高齢化しているというのは、端的に言えば、農業を軸とした産業が疲弊しているからであり、産業をどうする、雇用をどうするかという問題を解決しない限りは地域の雪の問題は解決しない、と断言できると私は思います。

ですから、雪おろしの技術として、科学的にもっと安全にやるとかというのはあると思いますが、根本の問題はそうではないと私は思っています。これは愚痴になるかもしれませんが、それでは雪国の人間はどうやって住んでいったら、生きていったらいいのかという話をせざるを得ないのかなと思います。

屋根の雪おろしの人夫さんが足りないものですから、去年は建設業界の方に公共工事中止命令を出しまして協力いただきましたが、建設会社さんも、先ほど若泉先生がおっしゃったとおり、どんどん減っていつているし、人もいない。そういう意味では、こちらの部分の担い手も減っていく状況の中にありますので、何とも厳しいのかなと思っているところでございます。

そういう意味では、担い手確保のためのさまざまな調査・研究、あるいは新しいビジネ

スキームをつくるとか、こういうことにも従来以上にぜひ予算をつけていただきながら、検討・研究をしていただきたいなと思っている次第でございます。

【西村委員】 ありがとうございます。それでは、まず事務局から、答えられる部分を答えていただいて、その後は、ほかの局や省庁から答えられる部分はお願いしたいと思います。

【山本地方振興課長】 まず税制についてお話しがございましたが、豪雪関係の税制につきましては、高床式住宅の関係の課税の特例、高床式住宅をつくるための土地を譲渡した場合の課税の特例等がございます。また、豪雪時の住宅の倒壊を防ぐための屋根雪おろしをやった場合等につきましては、その支出が雑損控除として認められるというような税の特例が用意されているところでございます。

災害救助の弔慰金につきましては、厚労省さんから、農業用水に関しましては、農水省さんからご回答をお願いしたいと存じます。

【厚生労働省】 厚生労働省でございます。災害弔慰金についてご質問をいただきました。岸先生がおっしゃったとおり、昨年山形県で20名程度の方について、災害弔慰金が出なかったということですが、これは事実でございます。私どもは災害弔慰金に関する運用を法律でやっておりますが、支給の要件が3つございます。1つは、お住まいの都道府県で災害救助法の適用があった場合には、その県の中の全市町村で弔慰金の対象となるというものでございます。次に、お住まいの県では災害救助法の適用がなかったという場合であっても、1つの大雪という災害で、周りの都道府県で2カ所以上、災害救助法が適用されていれば、全国の市町村が弔慰金の対象となります。今申し上げた2つのいずれにも当たらない場合には、岸先生がおっしゃった、市町村単位で住宅の滅失の戸数が5戸以上あれば、その市町村が弔慰金の対象となるといった枠組みになっておりまして、昨年度のことと申し上げますと、私どもから山形県に対しまして、災害救助法の適用の有無というのを確認いたしましたけれども、適用しないというご意向であったということと、また、市町村単位で住宅の滅失戸数というのを見ていったときに基準を満たしていなかったということで、いずれの場合でも支給対象とならなかったということとでございます。

【農林水産省】 農林水産省でございます。今、岸先生、それから舟山先生からお話のございました、消流雪に農業用水路、そして農業用水を活用するという点でございますけれども、状況によって農業用水路を、排雪といいますか除雪の部分に流すということは可能だと思います。一方で、その水について、一般的に冬は営農していませんので、農業用

水路には水を流さないということが多い状況でございます。そういう施設に対して水を使うということになりますと、これは国交省さんの所管でございますけれども、水利権というものがかわってくるようになります。通常で維持管理のための水を使っている場合には農業用水路を流雪溝として利用できますが、特別に水を流すということになれば、新たな水利権という形になろうかと思えます。たしか平成17年度から、地域用水というものを積極的に活用するという事を国交省さんでもやっていたらしまして、ずっと継続的に使うということは難しいかと思えますけれども、水に余裕があって、活用できることが可能な場合には使えるということだったと思えます。かなり柔軟に、地方での活用に対応できるような取り組みがなされてきており、そういう水を使いながら農業用水路を雪の除排雪といったものに活用することが各地でかなり進んできていると考えております。詳細のデータは持ち合わせておりませんので、ここではご紹介できませんが、たしか山形のほうでもそういった取り組みはございますし、各地でこういった取り組みが進んできていると考えております。

【西村委員】 ありがとうございます。あと、氷雪研究を推進すべきだというご意見がありましたけれども、文科省の方、どうぞ。

【文部科学省】 文部科学省でございます。雪氷の研究に関しましては、独立行政法人の防災科学技術研究所の雪氷防災研究センターというところが扱っております。こちらについては、まず平成22年12月の閣議決定に基づきまして、独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針が決定され、新庄支所につきましては廃止という方針が出されたところではあります。同じ閣議決定により、この新庄支所が有している関連施設につきましては、耐用年数の範囲内で活用を図ることというふうなことになっておりまして、この施設を活用した雪氷の災害の研究につきましては、まだ継続をするということにしているところでございます。

【西村委員】 ありがとうございます。あと、高床式住宅の問題は建築基準法にかかわる話ですが、住宅局の方、いらっしゃいますか。

【住宅局】 住宅局でございます。舟山委員から、克雪住宅に関して2点ほどいただきました。第1点は、克雪住宅を具体的に支援していけということのご指摘をいただきました。ご案内のように、豪雪法第13条の2の中に、国・地方公共団体、克雪住宅の普及が促進されるよう適切な配慮をするというような位置づけがございます。それに基づきまして、各地方公共団体で、かなり幅広く克雪住宅の建設に関する支援が行われているところ

でございます。国におきましても、そのような地方公共団体の取り組みに対しまして、社会資本整備総合交付金の効果促進事業という形で支援していくということをやらせていただいております。こういう中で、落雪式、あるいは落雪式とあわせて高床式、融雪式等々の克雪住宅の普及を図っているということでございます。

それともう一点、高床式に関しまして、特に床面積の算定方法についてのご指摘をいただきました。これは、建築基準法の適用に当たり、住宅局から床面積の算定方法に関する通知を出させていただいております。先ほど舟山議員のご指摘のように、床下部分の高さが1.8メートルを超えないようにという形で位置づけをさせていただいております。ただ、現行の通知の中で、積雪の状況、あるいは立地条件等により、道府県あるいは市町村の建築確認の実務をやられる建築主事が特に必要であると認めた場合には、その主事が認めた高さということで、かなり柔軟な対応ができるようになっていっていると考えております。

**【西村委員】** ありがとうございます。あとは、冬期常時閉鎖道路に関する問題が出ましたけれども、これは道路局ですか。

**【道路局】** 冬期に常時閉鎖されている道路、なかんずく国道についてのお話がありました。国が管理いたしております国道につきましては除雪を徹底しております。通行を確保しております。ただ一部、県が管理されている国道において、かなり急峻なところを通っているケースで冬期の間、通行止めとなる区間もございます。自治体に対する除雪の費用につきまして、社会資本整備総合交付金を活用していただくなど、支援をさせていただければと思っております。

**【西村委員】** ありがとうございます。それでは、またご意見をいただいきたいと思っております。沼野委員、お願いします。

**【沼野委員】** 3つばかりあって、少し長くなるかもしれませんが。1つ目は、先ほどお答えにあった新庄支所のことなのですが、私はそこに18年勤めておまして、一応専門家としての立場から、ご意見申し上げたいと思っております。先ほどのお話ですと廃止ということで、多分研究スタッフがいなくなり、施設だけが、耐用年数が来るまでは使いましようということだと思いますが、それには2つ問題がありまして、1つは研究機関がなくなるとどうなるかということと、もう一つは耐用年数が来てしまったらそれで終わりという施設でいいのかどうかということです。

あの施設は、世界にも類を見ないような、非常に高度な気象コントロールのできる、しかも大規模な施設ということで、これまで世界から雪氷研究の人たちが集まってそこで研

究しており、この施設がなくなると雪氷研究は世界的にも大きな打撃を受けます。また、現地のスタッフも地域に密着した研究も進めていました。最近ですと、「豪雪地帯の現状と対策」の一番最後のページにあるのですが、山形県さんの雪事故防止の注意喚起情報というものがありますけれども、これは新庄支所で行われた研究をもとに山形県とタイアップして、そういうものをつくっています。それから、ごく最近の例ですけれども、太陽光発電パネルが雪国にも非常に普及してきましたが、それで落雪の被害が出るようになり、それではどういう条件で落雪が起きるのかということ、その施設を使って、現地のスタッフといいますか、研究者が解明するような研究をしております。こういった小回りのきく、本当にその都度必要とされる研究をやってきたわけですが、これがなくなるということは、雪国にとって、非常に大きな打撃だと思います。ぜひお考えいただいて善処していただければと思います。これが1点目です。

それから、先ほど五十嵐市長さんからも置き雪の問題というものがありましたけれども、これは、自分が処理できる人がそれに文句を言うのは私もどうかと思うのですが、高齢者にとってはあれは処理できない。非常に重たい雪がどかっと、これは説明してもわからないのですが、私も実は山形県の新庄市にまだ留守宅がありまして、最近その置き雪を処理するのが非常に不安になっております。多分、雪国の高齢者は、雪おろしをしないで済むような住宅に住んだ場合でも、除雪車が置いていく雪の問題で、これがいつまでできるかなど、そういう不安で困っている人は多いのではないのでしょうか。

それではどうするかということで、米沢市さんあたりだったと思うのですが、一度、高齢者の家の前に赤い旗を立てて、そこは置き雪をなるべくしないようにということで取り組んだことがあるのですが、今度は赤い旗が立っているのは高齢者だ、それは個人情報だということで、いろいろな問題が起きる可能性があるということになり、うまくいかなかったという例があります。

それに関連して、情報提供をもっときちんとすることについて、青森市さんのような、今、除雪車がどこに来ていますよというようなことをインターネットで知らせるような、あれは大変いい試みだと思うのですが、それと同時に、その地域のどこにどういふ人が住んで雪で困っているかということが、地域の人たちもわかる必要がもちろんありますし、ある程度は行政側も押さえられるような、そういう双方向的な情報システム、これは管理が非常に難しいとは思いますが、やっていく必要があるのではないかと思います。

例えば、山形県の最上町というところでは、行政の方が地域担当制を敷いて、集落に入ってそこでの除雪計画というのを、いわばワークショップをやるような形で立てていく。今はその集落の中でもほかの人の状況があまりよくわからない面もある中で、どこの人はどういうことで困っているということがお互いにわかるわけですので、そこから活路が開けるといいますか、手伝う、手伝われるという関係が出てくる。これはまさに共助の典型だと思えるのですが、そういったソフトの面も含めて制度的なものを用意していくということも非常に有効なのではないかと思えます。

最後に克雪住宅について、これは、確かに今いろいろなところで研究が進んでいるとは言えるのですが、大抵、業者さんが、自分のところの製品がいかによく雪を解かせるかとか、雪に対して強いかということに重点が置き過ぎてしまって、地域の人たちの生活にとってそれが本当に妥当なものなのか、いいものなのかというところが、置き忘れているのではないかと思います。その意味では、まだ克雪住宅の問題というのは解決していないのではないのでしょうか。

例えば、高床式の住宅の話が出ていますが、高床住宅に介護が必要な高齢者が住んでいると、なかなか外へは出られませんし、ヘルパーなどが必要な場合でも訪問がしにくく、介護が非常に大変だというようなことが問題になったりしております。そういういろいろな面を考えて、本当に地域にとって、あるいは住む人の生活にとって、妥当なものになっていますというような住宅をつくる必要がある。そのためには、おそらくもっと、いわゆる学術的な研究のほうにもお金をつぎ込む必要があるのではないのでしょうか。雪氷学会とか雪工学会とかありますけれども、そういうところでぜひ大々的に克雪住宅の研究をやってもらうような、あるいはやりたいという人は多いと思いますので、そういうことをお願いしたいと思います。

**【西村委員】** ありがとうございます。ご発言の途中ですけれども、津川政務官が退席されないといけないということなので、ご発言をまずお願いしたいと思います。

**【津川国土交通大臣政務官】** 議論の途中に大変申しわけございません。国土交通大臣政務官の津川祥吾でございます。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、また熱心にご議論いただきまして心より感謝申し上げます。

私自身も雪国出身でございまして、若いころには除雪ボランティアというのを随分やってまいりました。障害のある方々、高齢者の方々の家の前の除雪をしなければどうなるのか、まさにこれは命にかかわる話でありまして、本日さまざまいただいております委員の

皆様方の貴重なご意見を踏まえ、ぜひ国土交通省といたしましても、各省としっかりと連携をしながら十分な体制をとってまいりたいと思っております。

大変失礼で恐縮でございますが、公務がございまして、これで失礼させていただきますが、今後ともご指導いただきますようよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

【西村委員】 どうもありがとうございました。それでは引き続き、五十嵐由利子委員、お願いいたします。

【五十嵐（由）委員】 私、三八豪雪のときを三条市で体験したものですけれども、2階から出入りしたような記憶がございますし、スコップを持って学校に行ったということがありまして、豪雪というのは本当に日常生活をがらっと変えてしまうということを体験してきました。

それはそれとしまして、新潟県知事のご下命のもと、昨冬の死者が多かったということで、屋根雪おろしによる死亡者をゼロにするためにどんなことが考えられるかということで、条例化ができないのかというようなことも含めまして、委員会で議論してまいりました。そのときに、今までもお話も出ておりましたけれども、まず住宅の克雪化ということと、それから実際に屋根雪おろしをするときの安全の確保、その2点について議論をいたしました。

住宅の克雪化という点では、新築については今日の資料にもございましたけれども、新潟の特豪地域では、ほぼ9割近くが克雪化された住宅がつくられております。そういう意味では、一番の問題は既存住宅ということになります。その既存住宅というのは、いわゆる事故が起きるような過疎の地域、高齢者のみのところが多いと思います。どういう形で既存住宅を克雪化するかということについて、先ほど太陽パネルということも話題にはなりましたが、やはり後継者がいない中、どれだけ家にお金をかけられるかということが、居住者にとって大きな課題だと思えます。そういう意味では、新たな既存住宅の克雪化に関しての研究といいますか、そういった開発というものもぜひ検討していただきたい、研究していただきたいと思っております。

それから、雪おろしに関して共助ということがありますが、中越地震のときにも私も調査に参りましたが、新潟県は地域のまとまりが非常にあります。雪のないときは、隣同士だけではなく地域で一緒にいろいろなことを本当によくやっております。まさに共助のモデル的な地域かと思えます。



ただ、今朝も新潟では私が2時間車を置いたらそこに20センチ積もるぐらい急激に雪が降ってまいりますと、やはり自分自身の家の安全と申しますか、戸が閉まらなくなったとか、つぶれるのではないかと不安になって、土日まで待たなくてやってしまう、そうすると事故につながってしまいます。ですから、共助といっても限界があり、それをどういう形でサポートしていくかというシステムづくりが必要ではないかと思っております。そのようなときに、単なるボランティアではなくて、やはり財政を伴うかと思っておりますので、そういったシステムづくりをぜひ考えていただきたいなと思っております。それが大きなところですが、もう2点ございます。

私は国立学校の教育学部に籍を置いておりますが、山間地のほうでは小・中学校の統廃校が進んでおまして、そういう中で子供たちの通学時間が長くなっています。そうなる子供たちは、将来ここに帰ってこようかなということに不安を感じるのではないかと思っております。ですから子供たちが、やはりここに帰って住みたいと思うような冬期の安全確保というのも重要ではないかなと思っておりますので、ぜひこれも続けていただきたいと思っております。

それから高床式の克雪住宅ですが、これは私自身、個人の研究として結構やってきたのですが、その基礎部分と申しますか1階部分が床面積に算定されないということで、審査を受ける上で、階段を当初つけないで後で階段をつけるというようなこともあったり、最初からつけていても、かなり急な階段であったりということがあります。そうすると、雪が降ると屋外の正式な階段が危なくて使えなくなるんです。それで、雪の降っていないときでも、高床式になったことによって地域の交流が高齢者の場合少なくなったという、聞き取り調査でそういう声も聞きました。ですから、床下の階段というものが、正規に床面積に入れない形で安全基準というものをつくっていただくと、介護のときも少し安心できるのではないかなと思っておりますので、その辺も検討していただきたいなと思っております。

**【西村委員】** ありがとうございます。それでは梶原委員、お願いいたします。

**【梶原委員】** 梶原康弘と申します。兵庫県の北部は、分類から言えば豪雪地帯にあたるとともに、ほとんどうちの地域は限界集落なんです。対策としてはとにかく人口の定着を図るということだと思いますが、実際に何があるのかというと、地図を見ても森林しかないようなところで、森林整備なり、それから林業の再生可能エネルギーということが言われている中で、やはり若い人が残って何か仕事がある、これをやろう、というようなことがなければならぬのだらうと思っております。

24年度から地球温暖化対策税を導入する方針になりましたが、これが少し残念だったのは、発生源対策がセットされていません。これは将来的には検討されるということですが、そういった森林なり林業への対策をしっかりとやっていくということが必要なのだらうと思います。

それから、むしろ限界集落の問題かもしれないのですが、特に交通遮断の問題について、私は運輸交通の部分というのはどちらかというともう少し規制強化しなければならない部分もあるのではないかと考えていますが、地方、あるいは限界集落については、やはり規制緩和をして、あるものを何でも使ってコミュニティーをしっかりと維持していくことが必要なのだらうと思います。医療の部分についても、うちのほうではドクターヘリやドクターカーを整備してやっているのですが、これが豪雪地帯で活用できるのかどうか分かりませんが、交通遮断された場合にしっかりとした施策を行っていかないと、暮らすことができない状態になっているのではないかと考えています。

【西村委員】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。それでは北村委員、その後、高橋委員で終わりにしましょうか。

【北村委員】 青森から参りました北村でございます。この分科会には、平成7年から加わらせていただいております。かつてこの会では新潟県選出の高鳥修先生などが口癖のように「今は暖冬だけれども、やがては豪雪で悩まされるときが周期として来るのだから、怠らないで備えをするように」とよくおっしゃっていたことを強く記憶しております。

国土のグランドデザインがございますけれども、その中に「自然災害」という言葉が出てきて、その中には「津波」であるとか「土砂崩れ」という言葉があるのですが、私たちが悩んでいる「雪氷害」という言葉が盛られておりません。もちろん雪氷害も入っていると言われればそれまでですけれども、雪氷害はちゃんとした自然災害であるということ、次のグランドデザインの組みかえのときなど、そういう機会にはきっちりと文言を入れていただくということをまずお願いしたいとかねてより思っておりました。

それから交通ネットワークのお話が出ておりますが、私も、この分科会並びに基本計画の組みかえのときもかかわらせていただいて、その中で、雪国の交通ネットワークの中でも、最も主要な道路はきっちりとつないで安全対策をすることというのを、しつこいぐらい申し上げさせていただきました。15年たってみて、自分の走っている高速道路を最近よくよく見ると、本当に進化していて、感謝この上ないものでございます。

青森県は新潟と違って、雪崩ではなくて地吹雪、ブリザードが悩みなんです。地吹雪の

中を高速道路のような高性能の道路を走っていても、自分が今真っすぐ走っているのか、特に夜間は大型トラックが煙幕を張って追い越していきますから、もう命と引きかえに走るということが通常です。それでぜひ、点滅する黄色いナトリウム灯を、カーブのところや道路沿いに、少しでもいいからつけてほしいということを15年間お願いしてまいりました。この会だけではなく、働く女性のNPO法人を立ち上げて、そちらのほうでも活動して、やっと、15年たって完成しました。国民が声を出さないと何も変わらないのだからというのを身をもって体験しておるところでございます。

そういうところから、この交通ネットワークに関して、今は雪国は冬期間の観光というのをどこも売り出しておりまして、外国人のお客様が雪を楽しみにおいでになっている中、主要な道路をつなぐということ、安全対策ということは、必要不可欠なものではなかろうかと思えます。雪国は、経済活動が低迷しているという以前に、経済活動を支える交通ネットワークなのでこ入れがもっと必要ではなかろうかと思っております。

それと、JRのことなのでございますけれども、在来線のJRはいつもポイントの切りかえの故障で1時間や2時間、平気で止まります。私は弘前に住んでおりますが、弘前が秋田とつながるのは単線なので、冬の実情というのは、もう惨たんたるものでございます。雪国の人々は黙って我慢して、だれも愚痴を言いませんけれども、21世紀のこの時点でこういうことが許されるのかということはたびたび思えます。ポイントの切りかえが機械になってから特にJRさんはだらしがなくて、昔国鉄マンが人力で守っていた時代というのは、こんなに遅れることもないし止まることもなかったのではなかろうかと思えます。

民営化したといっても国土交通省さんの所轄で、JRはちゃんと命令下にあるのではなかろうかと思えますので、雪国におけるポイントの故障について、何十年も変わらない実態というのを変えていただきたいと思えます。やはり新幹線につながる在来線というのは大事なんです。観光客がたくさん冬はお乗りになっておりますので、ぜひお願いしたいと思えます。

住んでいる人々にとって、こういう交通事情の悪化が、一番気持ちが打ちひしがれることの要因の一つでございます。だれもかれもが雪国に住むことが嫌といって、雪のない東京、大阪に雪国の人々が全部住むことになって、それで国家が成り立つのかということを考えれば、雪国で歯を食いしばって、そして食糧を守り水を守り子供たちを教育している人たちのためにも、そして全国から国外から訪れる人々のためにも、21世紀だからこそその交通ネットワークのあり方というのはあるのではなかろうかと強く思っております。も

ちろん防災上の観点からも頑張っておりますというお話は先ほど事務方からございましたから少しは安心しておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、国民の理解を広く得ることについて、雪国だけ金を使っているのではないかというような見方をされるのだということ、どうしたら広く、雪のないところに住む国民の皆様を理解を得られるのかということ、この会で過去に何回か議論されたことがあります。雪国は国家に対して大きな貢献をしている。しかし、雪の難儀はこういうところ、しかしよいところはこういうところということ、もう少し国民に広く訴える機会が必要だと思ひます。また、先ほど学校教育の観点からお話ございましたけれども、新潟県には、「北越雪譜」という先人たちの歩みをまとめられたものがございます。ぜひ我が国でも、雪国と言え我が国、瑞穂の国日本の克雪の歩み、先人たちの歩み、どんな器具を使ったり、どんな知恵を絞ったり、どんな対策をしてきたのかということ、そして学校の教材などに使えるようなものを、何年かかかるのかもしれないけれども、ご検討いただければうれしと思ひます。

【西村委員】 ありがとうございます。では最後に、高橋委員から願ひします。

【高橋委員】 北海道美唄市の高橋と申します。美唄市の位置状況を皆様方にご説明させていただきますと、札幌と旭川の間にあつて、「空知」という地域にございます。この空知というところは、ここ最近テレビでも紹介が頻繁にあつた、岩見沢市の隣であります。この岩見沢市は、先日まで記録的な積雪があつて、自衛隊の派遣によって住民の生活を守ってきたというようなことで、非常に大きな災害がもたらされました。また、隣の町の夕張、三笠、ここもニュースにこそなつてございませぬけれども、岩見沢と同じぐらい雪が降つてございます。当然私どもの美唄も降つてございます。

それで今、各委員の皆様方のお話を聞いて、我々の町にもいろいろな課題が出ていたのですけれども、すべて網羅されているということを実感いたしました。高齢化が進んで、若者がいなくて、そして除雪に関する労働力も足りない。そしてまた財政的にも非常に厳しい自治体でございしますので、除排雪に割く費用もなかなか厳しいというようなことでございまして、本当に雪に関してはこれから生涯課題として残ってくるものだと思つております。

ただ、私どもはこの厄介者の雪をどのようにして活用していこうかというようなことで、今、雪氷冷熱を活用した、エネルギーを活用した取り組みを進めてございます。本日お配りさせていただいております資料にも紹介されてございますけれども、世界で初めて建設

された民間のマンション、あるいは北海道の地域性を生かした、食糧の供給基地としての役割を担っていくため、貯蔵施設に雪冷房を活用したり、あるいはにおい、ちりといったものを吸収できる雪を活用した老人施設、そのようなものが地域の中で建設されてきました。かつて我々の町は石炭で栄えた町でございまして、石炭は黒ダイヤと言われていましたが、雪の活用に関しては白いダイヤとして位置づけて、これらの有効活用を検討しているところがございます。

ただ、今回の3.11の東日本大震災を受けてのデータのリスク分散における企業誘致に関して、今、当市も北海道とも連携を図りながら、データセンターの誘致を進めてきているところですが、なかなか思うように進まないのが現状でございます。

その理由の1つとして、大手の企業誘致のセールスに行ったときに、豪雪によってアクセスが途絶えてしまう、つまり、JRが止まる、国道がストップする、そして高速道路が閉鎖になるとなったときに、優秀な人材が首都圏から我々の地域のところに入ってこれないということが起こって、そういったところに企業を誘致しても、いざとなったときに役割を果たせないのではないか、といった懸念を指摘されました。

あるいは、医療の関係でも、先ほど梶原先生からもお話しがあった運ぶという観点から申しますと、実は我々の小さな町は、医療に関しては地方から先生が来る、通いの先生が多いのですが、その先生が雪害によって来れない。そうすると地域の医療が守れなくなってくるというようなことも起こってきております。そのような状況もございますが、ただそうも言っていないので、雪の活用に関していろいろな視点から検討してございます。

実は、洞爺湖サミットのメディアセンターは、雪冷房を使った施設でございました。メディアの露出度も高く注目浴びたのですけれども、最近この雪氷冷熱を活用した施設の件数というのは、民間の住宅でも起業も増えていないんです。それはなぜかという、やはり初期投資、コストが非常に高いということです。いろいろな地域の民間の業者さんに話を聞いてみますと、特殊な加工で特殊な設計をしないと、なかなか民間には普及してこない。少しでも多く地域の中で、雪氷冷熱を活用した住宅が増えてくれば、CO<sub>2</sub>の削減にもなりますし、そして雪氷冷熱の活用に大きな寄与がされると思うのですけれども、これがなかなか進まない。これはやはりコストの問題が大きいと思うので、これが改善されてくれば、一気に雪氷冷熱は普及してくるのではないかなと思っております。

そのようなことで、今日は皆様方のお手元に、雪冷熱エネルギーのパフレットを配付させていただいております。地域の取り組みといったものも記載させていただきますので、

ご参照いただければと思っております。

【西村委員】 どうもありがとうございます。いろいろなご意見をいただきました。ご意見の部分が多かったと思いますけれども、何か事務局のほうでお答えする部分はありますか。

【山本地方振興課長】 いただきましたご意見、関係する省庁、今日は出席していないところもございますので、私どものほうで関係するところに、今後の施策の研究、検討に当たりましてのご意見ということでお伝えさせていただきたいと存じます。

【西村委員】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今までの議論を踏まえると、14条、15条の期限切れの問題の部分に関しては、豪雪地帯の対策で極めて重要と考えられるわけでありましてけれども、また過疎化・高齢化の振興による雪処理の担い手不足に対応するためには、雪処理の担い手の確保や育成をさらに推進する必要があるということや、再生可能エネルギーの問題が今もありましたけれども、そういう必要性の高まりの観点、それから、今もありました雪冷熱エネルギーの活用促進などについても、今後の豪雪地帯対策上重要と考えられますので、これらについても本分科会としての意見を申し出たいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【西村委員】 ありがとうございます。では、今いただいたご意見をもとにした意見書の案を事務局のほうで準備していただいているようですので、その配付・説明をお願いしたいと思います。

【山本地方振興課長】 それでは私から案をご説明させていただきます。ただいま分科会長からお話のありましたような内容を踏まえて、意見としましては、1. 豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の有効期限を10年間延長すること、2. 過疎化・高齢化の進展や再生可能エネルギー活用の必要性の高まり等を踏まえた豪雪地帯対策について一層の推進を図ること。理由といたしましては、1. 特別豪雪地帯に対する施策は着実に推進されてきたが、当該地域においては恒常的な積雪等により産業等の基礎条件や生活環境の整備改善がなお必要な状況にある。このため現下の厳しい財政状況の中において、少なくとも豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の有効期限を10年間延長する必要がある。2. 過疎化・高齢化の進展に対応した雪処理の担い手確保・育成について一層の推進を図る必要がある。あわせて再生可能エネルギー活用の必要性の高まり等の観点から、豪雪地帯における雪冷熱エネルギーの活用促進について一層の推進を図る必要がある。

このような意見書の案をご提示させていただきたいと存じます。

【西村委員】 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局からの案として提案のありました意見につきまして、何かご意見、ご質問等あれば。舟山委員、どうぞ。

【舟山委員】 おおむね方向性はこの案のとおりでいいかと思います。10年間延長、それから担い手不足に対応する部分、それから再生可能エネルギーの促進についても条文に盛り込むというところで、議員立法をつくる際にもしっかりと検討していきたいと思えますけれども、この分科会として、さらに、法律は法律として配慮規定はあるけれども、ぜひ政府においては、配慮するのみならずしっかりと制度・予算で具体的な対策をとるべきだということを、もう少し踏み込んで申し入れをしてもいいのではないかと考えておりますので、ぜひ皆様のご意見も聞きたいと思えます。

【西村委員】 その点についてはいかがでしょうか

【泉田委員】 今の舟山先生の意見、極めて同感でございます。特に、県よりはむしろ市町村のほうが大変だと思うのですが、除雪費が十分に確保できないことによって除雪車の出動のタイミングを遅らせるという対応を取らざるを得ない自治体も出てきています。新潟県でもそうだったのですが、昨年は実際動かした後に、やはり予算の制約があって、例年7割ほどの補助金が3割しかいただけなかったというようなことになって、こうなると財政に直接影響を及ぼして、その後の対応がとりにくくなるというようなこともありますので、ぜひとも、豪雪地帯における生活を守るための施策というものを十分にとるような申し入れをしていただくと大変ありがたいと思えます。

【西村委員】 ほかのご意見、いかがでしょうか。

【高橋委員】 同感です。

【西村委員】 よろしいですか。それでは、今いただいたご意見も踏まえまして、文章を訂正、若干追加するようなことを、分科会長の私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【西村委員】 それでは、今いただきました、生活を守るための具体的対策をとるべきであるというような形の文言を工夫させていただきたいと思えます。後は事務局と相談したいと思います。

それでは議事に「その他」とありますけれども、この機会ですから、委員の皆様から何かご意見等ありましたら伺いたしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしい

ですか。

それでは、以上をもちまして国土審議会第3回豪雪地帯対策分科会を閉会したいと思います。長時間になりましたが、ご協力ありがとうございました。

— 了 —